

4月2日(木)から「駐輪許可カード」による駐輪場の管理が開始されます。

但し、土日・祝日は「駐輪許可カード」無しに全てのゾーン・駐輪場(ヤマトフォーラム専用駐輪場、自動二輪車・バイク駐輪ゾーン、自転車駐輪ゾーン)が利用できます。

1.「ヤマトフォーラム利用者の専用駐輪場」は下図の通りです。



2.「駐輪許可カード」はヤマトフォーラムの2階オフィスで受付し借りる事ができます。

自転車・バイクは上記の駐輪場に置き「駐輪許可カード」は見える位置に掛けて下さい。

(但し、カゴの中など見えない場所には入れないで下さい)

尚、今回の駐輪方法の変更によりヤマトフォーラム利用の自転車・バイクは従来の駐輪場は利用できないのでご注意ください。

※「駐輪許可カード」の掲示が無い自転車・バイクは移動後にチェーンロックされます。



3. 「トレーニングゾーンのお客様」と「アリーナ利用の団体」は受付方法が異なります。

・トレーニングゾーンのお客様は各自が「ジムの受付」と同時に「駐輪許可カード」の受付も行って下さい。そして受付後に駐輪場に戻り「駐輪許可カード」を掲示下さい。

・アリーナ利用の団体は当日に受付する代表か副代表の方が予定される人数分の「駐輪許可カード」と「駐輪許可カード管理表」をお渡しするので、管理表にご記入の上に構成員と保護者等の同伴者に「駐輪許可カード」をお渡し下さい。そしてアリーナ利用が終了したら「駐輪許可カード」を回収し「利用報告書」と一緒に「駐輪許可カード管理表」と人数分の「駐輪許可カード」を返却して下さい。

尚、4 枠目に関しては施設の閉館時間の関係で 21 時 50 分まで「駐輪許可カード」と「管理表」を返却願います。

※「駐輪許可カード」は枚数に限りがあるので紛失にはご注意ください。